

学位申請に関する注意事項
(令和7年度後期学位申請用)

学位の申請にあたっては、最新の「学位申請の手引き」を遵守するとともに、以下の各項についても確認をすること。

申請期間

令和7年10月1日(水)～10月31日(金)

ただし、単位取得満期退学者の課程博士の学位申請に関しては、上記期間に加え、9月25日(木)～9月30日(火)についても申請を受け付ける。

※事前予約制。希望日の3日前(休祝日を除く)までに教育研修支援課
大学院医学研究科博士課程担当に連絡をとり予約をすること。

申請時には、学位論文や各種書類に加え、以下3点についても提出すること

・チェックリスト

印刷し、記入のうえで申請時に持参すること。

課程博士用、論文博士用のうち該当するものを使用すること。

・論文内容要旨

Word ファイルを USB メモリに入れて持参すること。

※論文内容要旨は、データ以外にも学位論文と共に製本して提出すること。

・原著論文

Pdf ファイルを USB メモリに入れて持参すること。

学位申請全般に関すること

・「参考資料」に記入する「希望する学位論文審査委員」は、令和7年度更新の「学位論文審査委員名簿」から選出すること。

・申請期限を超過してからの申請は認めない。

・申請にあたって提出された書類はその場で確認を行い、不備があるものは受理しない。

そのため、申請期限までに不備の修正が間に合わないことがないようにすること。

軽微な修正をその場で行う場合があるので、ボールペン及び訂正印を持参すること。

早期修了に関すること

・大学院生で3年もしくは3年6か月での修了を希望する場合、学位申請の前に早期修了の承認を得ていること。

仮に早期修了の要件を満たしていても、承認を得ていなければ早期修了にはならない。

・詳細は「学位申請の手引き」を確認すること。

提出書類に関すること

- ・研究協力者の同意書は原本を提出すること。
- ・博士論文のインターネット公表（リポジトリ登録）確認書、公表可否が分かる資料は全員提出。公表不可の場合、学位論文要約公開申請書もあわせて提出する。
公表可否の判断については、本学学術成果リポジトリに掲載の「博士論文の著作権について」を参考とすること。

学位論文に関すること

- ・「学位申請の手引き」記載の「学位論文の条件」の1つである、「学位論文は、申請者が大学院博士課程の間（論文博士の場合は本学在籍中）に指導教員による指導のもとで行われた研究内容が、記述されていること。」を厳守すること。
特に論文博士での申請を検討している場合、本学着任前の研究や学外での研究でこの条件を満たさないことがあるので、注意すること。
- ・学術雑誌に掲載された原著論文の reprint は、学位論文として受理しない。学位論文は審査の過程で往々にして修正を求められるため、Word など編集可能な形式で作成の上、提出すること。
- ・提出する学位論文が研究倫理に反することのないよう、所属講座で必ず確認のうえ申請を行うこと。

課程博士の学位申請に関すること

- ・大学院セミナーの履修票について、教育研修支援課に未提出のものがある場合、学位申請の前に速やかに提出すること。
- ・所定の単位の修得状況を、FMU PASSPORT で確認の上で申請すること。
- ・学位授与申請は在学3年以上であれば可能だが、学位授与には在学期間が4年必要となるため、それまでは在学する必要がある（早期修了が認められたものを除く）。
- ・在学期間には休学期間を含まない。
- ・単位取得満期退学者は、退学から2年間は課程博士として学位申請が可能。
- ・原著論文の筆頭著者が複数の場合は、学位申請の手引きを参考に、所定の手続きを行い、承認を得ること。

論文博士の学位申請に関すること

- ・学位申請に必要な医学研究歴のうち、学外のものについては原則として大学院医学研究科委員会での承認が必要となる。
学位申請の手引きを参考に、学位申請前に所定の手続きを行い、承認を得ること。
- ・学位審査料を納入するための払込取扱票は教育研修支援課で配布している。

その他

- ・授業料を滞納している大学院生及び大学院研究生については、申請書類を受理しても学位論文審査を行わない、あるいは学位を授与しない場合がある。
- ・疑義がある場合には速やかに教育研修支援課に問い合わせること。申請期限直前に問い合わせた結果、申請が期限までに間に合わなくなったとしても大学院医学研究科及び事務局では責任を負いかねる。